

# 八代市物品調達に係る随意契約（集中調達）説明書

八代市財務部契約検査課

## 1. 趣旨

この説明書は、八代市物品調達事務処理要領に基づき、八代市財務部契約検査課（以下、「集中調達機関」という。）で実施する物品調達に係る随意契約（集中調達）について、必要な事項を記載するものです。

随意契約（集中調達）とは、各課かいからの依頼により集中調達機関において対象物品（下記2. 参照）の調達のため、電子入札システムを利用して、特定の相手方を指名し、見積書を徴することをいいます。

## 2. 対象物品

随意契約（集中調達）の対象となる物品は、執行予定額が80万円以下の備品及び消耗品で、別表に掲げる直接調達物品以外の物品をいいます。

ただし、緊急で随意契約を行う場合等、各課かいにおいて、電子入札システムを使用せずに実施する場合があります。

なお、集中調達機関以外の各課かいで執行する案件は、本説明書で言う随意契約（集中調達）の対象外となります。

### 別表

直接調達物品
(1) 執行予定額が10万円以下のもの
(2) 集中調達機関において、単価契約を締結したもの
(3) 特殊な技術を必要とし、契約の相手方が特定できるもの
(4) 法令等の規定により契約の相手方又は金額が特定できるもの
(5) 国、地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人社団及び特例財団法人を含む。）から調達するもの
(6) 国又は他の地方公共団体と同一の条件で調達するもの
(7) 即時支払をしなければ調達困難なもの
(8) 前各号に掲げるもののほか、集中調達機関の長が適当と認めるもの

### 3. 参加資格要件

随意契約（集中調達）に参加することができる者は、次に定める要件をすべて満たす者としします。

ア 八代市競争入札参加資格有資格者名簿（物品・役務等）に登録されている者のうち、実施する案件の業種分類を希望し、原則として市内に本社がある者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 随意契約（集中調達）案件の見積依頼通知日から契約締結日までの間に、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領及び第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 電子入札システムの利用者登録が完了している者であること。

### 4. 実施方法

#### ①見積依頼通知

随意契約（集中調達）を実施する案件は、電子入札システムにより、指名業者へ通知を行います。

閲覧書類は、入札情報公開サービスに掲載します。通知書に記載されたダウンロードパスワードを入力し、仕様内容等を確認してください。

#### ②説明会について

説明会を開催する必要がある場合は、説明会で仕様書を配布し、仕様内容を説明するため、原則として参加が必要となります。ただし、やむを得ない理由により説明会に参加できない場合は、説明会開始日時の前までに、説明会不参加届出書（指定様式）を集中調達機関へ提出（FAX可）してください。

なお、この場合、仕様内容は説明会終了後に発注課で別途説明を受ける必要があります。

#### ③同等品の取扱い

仕様書に「同等品可」とされている案件について、仕様書記載の参考品以外で見積りを行う場合は、同等品確認票（指定様式）及び仕様が分かる資料を添付し、指定された期限までに発注課へ提出し、確認を受けてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積りを行い、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんのでご注意ください。

#### ④実施日程及び時間

見積依頼通知は、随時行いますので、電子入札システムによる通知により、見積書受付締切日時等を確認してください。

\* 見積書受付締切 開札日前日の午後5時（土日祝日及び年末年始の休日を除く）

## ⑤見積書の提出

ア. 電子入札システムにより、見積依頼通知に記載した日時までに見積書を提出してください。一度提出された見積書の取消し、差替え、撤回等の処理は出来ません。

イ. 数量、単価等を誤って見積書を提出し、落札しても契約意思のない場合は、必ず開札の前までに見積金額錯誤届（指定様式）を提出してください。その届出に記載された理由が錯誤による見積と認められるものについては、開札時にその見積書を無効とします。

ウ. 見積金額錯誤届の提出が無く、落札した後に契約を辞退するときは、指名停止等による措置を行う場合がありますのでご注意ください。

エ. 随意契約（集中調達）への参加に、電子入札のための IC カードは必要ありません。また、電子入札システムによる見積書の提出は、契約検査課に設置しているパソコンからでも行うことができますが、設置台数が 1 台のため混雑する場合があります、ご注意ください。

## 5. 留意事項

内訳書が必要な案件については、その旨を仕様書に明示し、仕様書と併せて内訳書の様式を添付します。この場合において、内訳書が添付されていない見積書及び内訳書の金額と見積書の金額が一致しない見積書は無効とします。

仕様書の内容に誤りがあった場合、案件内容の訂正又は見積合せの取止めを行い、その旨を電子入札システムおよび電話等にてお知らせします。

## 6. 契約の相手方の決定

開札の結果、有効な見積書の中で予定価格の制限の範囲内において最低の金額の見積書を提出した者を落札者として決定します。

落札者となるべき同価格の見積書を提出した者が二者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。

## 7. 開札結果の通知

開札の結果は、電子入札システムにより指名業者へ通知します。

通知する事項は、案件名称、契約の相手方の名称及び決定金額とします。

## 8. 契約の締結

開札結果の通知後、集中調達機関より落札者へ電話等で契約内容の確認を行います。

落札者は、落札者決定の通知日から 5 日以内（土日祝日及び年末年始の休日を

除く)に、集中調達機関で作成する契約書等(契約書:50万円を超える契約又は単価契約、請書:50万円以下の契約)を受領し押印の上、提出してください。

## 9. 不落、不調と再調達

提出された有効な見積書の額がいずれも予定価格を上回った場合、再見積を行います。再見積の通知は電子入札システムにより行います。通知を確認後、再見積書受付締切日時までに、再見積書を提出してください。

再度提出された見積書の額が、いずれも予定価格を上回ったことにより落札者がいない場合は、不落とします。

なお、再見積を行っても予定価格に達しないときは、有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者に、再度の見積(不落随契)依頼を行う場合があります。

随意契約(集中調達)を行った結果、見積書を提出した者が無い場合は不調とします。

不落または不調となった場合は、内容を見直し再度見積依頼を行い、再調達を行う場合があります。

## 10. 納品検査

納品検査については、仕様書記載の納入場所へ納品を行い、発注課の検査を受けた後、契約時に集中調達機関から送付された納品完了届(様式第5号)を、請求書及び納品書を併せて発注課へ提出してください。

## 11. その他

この説明書その他、電子入札システムを利用した随意契約(集中調達)の実施については、八代市電子入札(物件供給、役務、賃借等)運用基準によることとします。

## 12. 問い合わせ先

八代市財務部契約検査課

電話:0965-33-4120

FAX:0965-30-7585

メール:[keiyaku@city.yatsushiro.jp](mailto:keiyaku@city.yatsushiro.jp)

**【くまもと県市町村電子入札システムホームページ】**

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>